

ストップ

STOP!

えせ同和行為

【不当要求対応マニュアル】



えせ同和行為は突然やってくる？
でも大丈夫！
備えていれば、怖くありません。

いりませーん



日頃から、同和問題を正しく理解し、
不当要求への対応を学んでおけば
安心です。

＼わんチームで！／



県民みんなで、スクラム組んで
えせ同和行為を排除しましょう！



宮崎県

ストップ！えせ同和行為

【不当要求対応マニュアル】

目 次

I	えせ同和行為について	1
1	えせ同和行為とは	1
2	同和問題（部落差別）とは	1
3	「同和問題の解決行動」と「えせ同和行為」の区別・判断	1
4	同和問題の解決（部落差別の解消）に向けて	2
	部落差別の解消の推進に関する法律	2
II	対応に当たっての心得	3
○	組織としての対応の心得	3
○	直接対応する担当者の心得	4
III	事案ごとの対応Q & A	6
○	高額な同和関係図書等の購入強要	6
○	寄付金・賛助金の強要	9
○	代理人と称し介入	10
○	工事発注強要・下請け参加強要	11
○	その他、えせ同和行為に関するQ & A	11
IV	えせ同和行為にあったときは	13
○	あなたの味方です	13
○	困ったときには、ここに相談を	14

I えせ同和行為について



同和問題(部落差別)[※]の解決を妨げる「えせ同和行為」を排除しましょう!

※ 同和問題とは、部落差別により生じる社会問題のことを指しますが、本書では「同和問題(部落差別)」と表記します。

1 えせ同和行為とは

えせ同和行為は、同和問題(部落差別)の解決に寄与しているかのように装って、企業・団体・個人・行政機関などに不当な利益や義務のないことを求める行為です。

えせ同和行為の例としては、会社などに執拗に電話をかけたきたり直接訪問してきたりして、同和問題に対する認識不足を口実に、高額な図書や物品の購入を強要したり、特定の団体への寄付金や賛助金を強要したり、工事の発注や下請けへの参加を強要するといったものがあります。

えせ同和行為は、同和問題について「知らない」「わからない」「自分は関係ない」といった認識につけ込んで圧力をかけてくるので、被害を受けることによって、「同和問題は怖い」という誤った認識を植え付け、偏見や差別を助長する要因となっています。

安易な妥協は、被害の拡大と差別の助長につながります。同和問題(部落差別)の解決に向けて、えせ同和行為に対して毅然とした態度で要求を拒否することが求められています。

2 同和問題(部落差別)とは

同和問題(部落差別)は、日本社会の歴史的過程の中で形づくられた身分的差別によって、被差別部落や同和地区などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるということを理由に、不当な差別を受けているという、日本固有の人権問題です。

具体的には、同和地区出身であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職に際し不利益な取扱いを受けたり、日常の付き合いを避けられたりするといった様々な差別があり、近年では、インターネット上における差別的な書き込みも問題となっています。

3 「同和問題の解決行動」と「えせ同和行為」の区別・判断

同和問題(部落差別)の解決に向けて様々な取組がなされていますが、「えせ同和行為」はこのような取組とは無関係なものです。正しい本来の「同和問題の解決行動」と、不当な「えせ同和行為」とを取り違えて誤認しないよう、特に注意が必要です。

また、排除の対象となるのは、「行為そのもの」であり、特定の関係者や団体ではありません。「同和問題の解決行動」なのか、「えせ同和行為」なのかは、実際に行われている行為を見極めて判断する必要があります。たとえば、図書や物品の購入は、その必要性を消費者が判断した上で行われるものですが、同和問題を口実に強引に購入を求めてくる場合は「えせ同和行為」と考えられます。

なお、同和問題の解決のための参考資料は、国、県、市町村などの公的機関が無料で配布しています。

4 同和問題の解決（部落差別の解消）に向けて

同和問題（部落差別）をめぐっては、「そっとしておけば自然になくなるのではないか」とか、「寝た子を起こさないほうがいいのではないか」という考え方が根強く存在しています。

しかし、1871（明治4）年に被差別の身分の廃止を定めた「解放令」が出されてから140年以上が経過した今日でも、結婚差別やインターネット上の悪質な書き込みなど同和問題に関する差別が発生しており、結果的に「そっとしておいても自然になくなっていない」のが現状です。

このような状況を踏まえ、平成28年12月16日、部落差別のない社会の実現に向けて、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

同和問題を解決（部落差別を解消）していくためには、私たち一人ひとりが同和問題について正しく理解するとともに、日本社会にまだ根強く残っている不合理や偏見に気づき、家庭、学校、職場、地域社会など身近な生活の中で人権意識を高めていくことが大切です。

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

II 対応に当たっての心得



組織としての対応の心得

基本的姿勢

えせ同和行為に対する基本的姿勢は、違法・不当な要求を「断固として拒否する」ことです。えせ同和行為に対して毅然とした態度で対応していくためには、同和問題（部落差別）に対する理解を深めることが大切です。

1 同和問題（部落差別）に対する理解を深めること

同和問題（部落差別）について正しく理解していれば、えせ同和行為に直面した時に、その違法・不当な要求に動じることなく、自信を持って拒否することができます。

法務省や宮崎県のアンケート調査結果では、えせ同和行為の要求の口実として「同和問題の認識不足を突くこと」が最も多くなっており、毅然とした態度で対処するためにも、普段から、同和問題について研修し、理解を深めておくことが大切です。

2 組織全体で対応すること

担当者だけを孤立させず、組織全体で対応しましょう。いつでも同じ対応ができるよう、企業や役所としての対応方針を決めて、担当者をバックアップする体制を整えておくことが大切です。

また、支店や出先機関において不当な要求や不法な行為を受けた場合は、本店や本庁に報告し、組織全体で対応するようにしましょう。

3 相手と要求内容を正確に把握すること

えせ同和行為に直面したら、まず、「相手が誰なのか」「何を要求しているのか」をしっかりと確かめましょう。相手と要求内容の正確な把握は、適切な対応の第一歩です。

4 毅然とした態度をとること

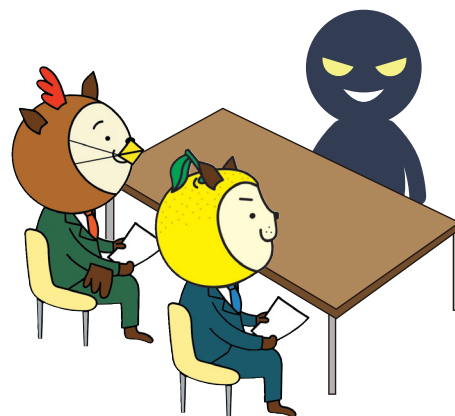
不当な要求をする者（えせ同和行為者）は、その行為が刑事事件となることを恐れているので、実際に暴力的行為に出ることはまずありません。激しい言葉づかいであってもひるむ必要はなく、毅然とした態度をとることが重要です。万が一、暴力的言動があれば、直ちに警察へ通報してください。

5 安易な妥協はしないこと

えせ同和行為者は、弱いと感じた者に対しては強く出る傾向があり、安易な妥協をすると、さらにつけ込まれるおそれがあるので、その場しのぎの安易な妥協はしないようにしましょう。

たとえば、えせ同和行為者は、刑事事件になることを恐れて、具体的な金銭の要求をせずに、「誠意をみせろ。」「善処しろ。」などと執拗に攻めてくる場合がありますが、それに根負けして金銭を支払ってはけません。

直接対応する担当者の心得



1 面談場所を選ぶこと

えせ同和行為者が事務所へ押しかけてきた場合や、やむをえず面談に応じる場合、面談の場所は、こちら側の管理が及ぶ範囲内（例えば、自社の会議室など）とします。

相手方から呼び出しがあっても、相手方の指定する場所には出向かないようにしましょう。

2 初期の対応は、担当者が行うこと

初期の対応は、原則として担当者が行うようにしましょう。

社長や幹部等、決裁権を持った者が対応すると即答を求められることが多いので、特に、事実確認が不十分な初期の段階での決裁権者の対応は、極力避けるべきです。

「トップを出せ。」と言われても、「この件は私が担当者であり、上司には後で報告することになっています。」と言って断りましょう。

3 対応は、必ず2人以上で行うこと

こちら側の対応人数は必ず2人以上とし、できるだけ、相手方と同人数かもしくは相手方の人数にプラス1人程度で対応するようにしてください。

そして、相手方が多人数にわたる場合は、入室者を「当事者のみ」あるいは「当事者と代表者（責任者のみ）」に絞り、面談に臨む相手方の人数を1人～2人に限定しましょう。

また、場合によっては、弁護士に交渉を委ねたり、弁護士に立ち会ってもらったり、又は弁護士と警察官に待機してもらおう等の措置を検討しましょう。

4 相手方の氏名等を確認すること

相手方の氏名、所属団体、所在（場合によっては電話番号）等を確認しましょう。

他人の代理人と称する場合には、委任状を提出させ、本人との関係や委任の事実を確認します。

5 要求内容の詳細な記録を心がけること

話の内容は、面接の場合でも電話の場合でも、録音や筆記で詳細に記録をとりましょう。

録音や筆記について相手方に指摘を受けた際は、「上司に内容を正確に報告するためです。」と言って、録音や筆記を続けてください。

その後、警察署に届けたり、裁判所への訴訟提起などの法的対応をとる場合に備えて、記録をきちんと残しておくことが重要です。

また、関連していると思われる無言電話なども、その時間、状況などを記録しておきましょう。

◆録音について

相手方に録音することを告げずに隠しマイクでした録音も、裁判で利用することが可能です。
また、電話の受信者がする録音は、直接の当事者間であるため、憲法上保障されている通信の秘密にも電気通信事業法にも抵触しません。

6 言動には特に注意すること

- (1) おびえず、あわてず、ゆっくりと丁寧に対応しましょう。決して相手方の挑発に乗ってはいけません。まして、相手方を挑発してはいけません。
- (2) 相手方が執拗に要求を繰り返す場合は、たとえば、「当社としては、あなた（方）の要求には応じられません。これ以上お話しても結論は変わりません。どうぞ、お引き取りください。」と明確に答えましょう。「検討する。」「考えてみる。」等、相手方に期待を抱かせる発言をしてはいけません。
- (3) 当初の段階で「申し訳ありません。」「すみません。」など、こちら側の非を認める発言をしてはいけません。
- (4) 相手方が念を押したときは、相手方の言い分に対して「はい」「いいえ」で答えず、こちら側の主張を繰り返してください。
- (5) 誤った発言をしてしまった場合には、その場で速やかに訂正してください。

7 相手方の要求に即答しない、約束しないこと

相手方の要求に対し、即答できないものはその旨をはっきり伝え、約束をしないようにしましょう。もし、「一筆書け。」と言われても、書く必要はありませんし、絶対に書いてはいけません。また、いかなる場合でも、相手方が示した書類への署名、押印は絶対にしてはいけません。

相手方の要求に応じる内容の文書や謝罪などの文書を提出することにより、その場は一応解決したように見えますが、後にその文書を新たな要求の根拠にしてくる可能性があるからです。

8 こちら側から相手方に連絡しないこと

特別の事情がない限り、こちら側から相手方に電話をしないようにしましょう。
「後で電話します（電話させます）」などと約束してはいけません。

ささいなことで相手方に連絡をすると、要求をのむ見込みありとの誤解を生じさせることとなり、頻繁に対応を迫られることとなります。



Ⅲ 事案ごとのQ&A



高額な同和関係図書等の購入強要

Q1

同和関係者を名乗る者からの電話で、高額な同和問題に関する図書の購入を要求され困っています。どのように対応すればよいのでしょうか。

A1

あなたに購入する意思が無ければ、「いりません。」「購入の必要はありません。」と、きっぱり断ってください。（「結構です」「いいです」等のあいまいな返事は後でトラブルのもとになります。）

なお、断る理由を言う必要はありません。理由を聞かれても「いりません。必要ありません」の一点張りで対応しましょう。（「予算がない。」等の断り方は望ましくありません。）

Q2

「同和問題を知っているか」など同和問題に関する知識を試すような質問をされて、答えられず、「同和問題に対する理解が足りない。研修が必要だ。とりあえず、この本（DVD）を買え。」と言われました。どのように対応すればよいのでしょうか。

A2

きっぱり断りましょう。「同和問題については、県や市町村の研修を受けている（受ける）。必要な資料は県や市町村から提供を受けるので、購入する必要はない。」と、明確に拒否してください。

対応にあたっては、相手のペースに乗らないことです。同和問題に関する質問には、「私なりに理解に努めている」と答えればよいでしょう。（「よく知らない」と答えたり、不適切な説明をしたりすると、つけ込まれてしまいます。）

Q3

「同和問題の解決は国民的課題だから、1冊（1つ）は研修のため必要なものだ」と言って図書（DVD）の購入を強要されました。対応方法を教えてください。

A3

あなたに購入の意思が無ければ、きっぱり断ってください。同和問題への理解を深めることは大切ですが、その図書を買うかどうかは別問題です。（1冊だけならと安易に購入してしまうと、「見込みがある」とみなされ、繰り返し購入を強要されかねません。）

Q4

「買わないのは差別だ」と言われたり、「街宣車で乗り付けるぞ。」とか、「今からすぐこちらへ行くぞ。」とか、大声で怒鳴られたりしました。

A4

「買わないのは差別だ。」と言われた場合は、「差別ではないと思うが、県、警察、人権擁護機関（宮崎地方法務局）などに相談する。」と言って、相手の住所、氏名、電話番号等を聞いた上で、県人権同和対策課などに相談してください。

実際に街宣車でやって来ることや直接乗り込んで来るとは、まずあり得ません。相手は、脅し行為が公になって刑事事件に発展することを恐れているので、直接行動には出ません。しかし万一、暴力的言動があれば警察へ通報してください。

Q5

購入を断ったのに（又は、注文していないのに）相手方が勝手に図書等を送りつけてきました。どのように対処すればよいのでしょうか。

A5

一方的に商品が送られてきた場合は、配達時に受け取りを拒否してください。もし、一旦受け取ってしまった場合にも、下記（2）の方法で返送できます。

(1) 配達時の受取拒否

図書が一方的に送られてきた場合は、配達時に受け取りを拒否し、配達人に持ち帰ってもらってください。(代金引換で届く場合もありますが、支払わず受取拒否してください。)

(2) 一旦受領した場合の返送方法

①開封していない場合

郵便物の場合は、開封せずに、「この郵便物は受け取れません。(氏名または会社名を記入)」と表示した付箋を貼って、郵便局に持参するか、ポストに投函してください。

宅配便の場合は、開封せずに、着払いで返送してください。

②開封した場合

まず、「購入の意思はない」旨の文書(文例1)を内容証明郵便で送付してください。

次に、返送したことが確認できる方法(簡易書留や宅配便を利用し、必ず書留郵便物受領証や宅配便の送付依頼書の控えを保管すること)で図書等を返送してください。

文例1

住所△△△△

〇〇〇〇〇様

〇年〇月〇日に貴社(貴殿)から当方宛に送付されてきました「(図書名・商品名)」について、当方はこれを購入する意思はありませんので、別便で返送します。

また、今後も購入する意思はありませんので、送付しないでください。

〇年〇月〇日

住所

氏名(または会社名)

(3) 返送後に相手方が受領拒否をした場合の対応

返送したにもかかわらず相手方が受領拒否をした場合は、①引き取りに来る期日を定め、②当方は保管責任を負わない旨の文書(文例2)を内容証明郵便で通知してください。

文例2

住所△△△△

〇〇〇〇〇様

〇年〇月〇日に貴社(貴殿)から当方宛に送付されてきました「(図書名・商品名)」について、当方はこれを購入する意思がないことを示して、〇年〇月〇日に貴社(貴殿)へ返送しましたが、貴社(貴殿)の受取拒否により当方へ戻ってまいりました。

当方はこの商品を購入する意思は全くありません。ついては、〇年〇月〇日までに貴社(殿)の費用と負担でお引き取りください。

この間に商品のお引き取りがない場合、当方は保管責任を負いません。また、法律の規定により貴社(殿)は返還請求ができなくなりますので、申し添えます。

〇年〇月〇日

住所

氏名(または会社名)

一方的に図書が送られてきた場合（いわゆる「ネガティブオプション」）は、特定商取引に関する法律第 59 条で「商品が届いた日から 14 日、または消費者がその商品の引取りを業者に請求した日から 7 日を経過するまでに業者が取りに来ない場合は、業者はその商品の返還請求をできない」と定められており、このいずれかの期間を経過した後は、図書の送付を受けた人は、それを自由に処分できます。（もし、添え書きのなかに、「一定期間内に返事または返送がなければ承諾したものとみなす」との文言があっても、そのような一方的な「みなし文言」は無効です。）

ただし、そのまま放置しておく、続けて図書等が送付されたり、「なぜ返さない。」などと言いがかりをつけられたりする原因となりうるので、関係を断つためにも、上記（1）～（3）のとおり対応しましょう。

Q6

電話で断り切れず、不本意ながら「買います。」と言ってしまい、図書（DVD）が送られてきました。どうすればよいでしょうか。

A6

「クーリング・オフ」の制度を利用して、図書等の購入を撤回（キャンセル）できます。

(1) クーリング・オフの方法

簡易書留または内容証明郵便で、書面（文例 3）を相手方へ郵送してください。

文例 3

住所△△△△
○○○○○様
○年○月○日の「(図書名・商品名)」の申し込み撤回（または、購入契約は解除）いたします。
なお、送付された図書（DVD）は、別便で返送いたします。

○年○月○日
住所
氏名（または会社名）

（注 1）通知文書は必ずコピーし、郵便局でもらう書留郵便物受領証等と一緒に保管してください。トラブルが発生した際の証拠となります。

（注 2）クーリング・オフは、書面を発送した時に効力を生じるので、現実には相手方に書面が到着する必要はありません。

（注 3）申込者が図書を受け取っている場合、販売業者は、申込者が図書を返還するための費用を負担する必要があります。

「クーリング・オフ」とは、訪問販売や電話勧誘販売などで契約してしまった場合でも、一定期間内であれば消費者が一方的に契約を無条件で解除できる制度であり、特定商取引に関する法律第 24 条に定められています。

訪問販売や電話勧誘販売では、申込書または契約書を受領した日を含めて 8 日間以内であれば、申込みの撤回または契約の解除ができます。（販売業者は、契約の申込みを受けたとき、または契約を締結したときは、直ちにその内容を明らかにした書面を交付しなければなりません。）書面の交付がされていない場合は、販売業者に違反がありますから、申込者はいつでも申込みの撤回または契約の解除ができます。

(2) 図書等を返送する方法

送られてきた図書に返送用文書（文例4）を同封し、返送したことが確認できる方法（簡易書留や宅配便を利用し、必ず書留郵便物受領証又は宅配便送付依頼書の控え及び返送用文書の控えを保管すること）で返送してください。

文例4

住所△△△△

〇〇〇〇〇〇様

〇年〇月〇日に通知した「(図書名・商品名)」を返送いたします。

なお、この取扱いについては、宮崎県人権同和対策課、宮崎県警本部、(公財)宮崎県暴力追放センターなどの指導を受けていることを念のために申し添えます。

〇年〇月〇日

住所

氏名(または会社名)

(注) 返送文書は必ずコピーし、書留郵便物受領証、宅配便の送付依頼書と一緒に保管しておくこと。トラブルが発生した際の証拠となります。

寄付金・賛助金の強要

Q1

同和団体を名乗る者から、同和問題の解決のための寄付金・賛助金の要求を受けました。どのように対処すればよいのでしょうか。

A1

安易に要求に応じないで、きっぱり断りましょう

同和問題の解決を名目とした寄付金・賛助金の強要は、えせ同和行為においてよく使われる手口です。一般的には要求金額が少ないため、面倒なかかわりを避けたいという「事なかれ主義」から安易に要求に応じてしまうことが、えせ同和行為をはびこらせる原因となっています。

寄付は自由意思で決めることですが、慎重な対処が必要です。その要求が不法・不当な手段で強要された場合には、これに応じる義務がないばかりか、むしろこれに応ずることは、かえってえせ同和行為に加担することにもなりかねませんので、きっぱりと断りましょう。

一度応じてしまうと、要求がエスカレートします

最初はわずかな金額の要求でも、一度応じてしまうと、企業や役所の体制が弱体であることを相手方に見抜かれ、後で「前回も付き合ってくれたのだから、今回も協力して欲しい」と再三要求を受けることとなります。たとえ担当者のポケットマネーであっても、同じ受け止め方をされるので応じてはなりません。

Q2

同和団体を名乗る者から電話で、「〇〇の活動を支援してほしい。DVDと資料を送るので、年1万2千円を寄付していただきたい。」と威圧的に迫られ、不本意ながら「わかりました。」と言ってしまいました。どうすればよいのでしょうか。

A2

口頭での寄付の意思表示は撤回(キャンセル)できます。必ず簡易書留か内容証明郵便で、相手方へ文書(文例5)を郵送してください。

また、このケースでは、DVDと資料が有償販売なのか無償贈呈なのかが不明確なので、注意が必要です。相手方が「販売」を主張してくることも想定して、クーリング・オフの手続きをしておいたほうがよいと思われますので、DVDや資料について、購入を撤回（クーリング・オフ）する旨の文書（文例3）を作成し、寄付撤回の文書と一緒に送付してください。

【民法第550条】 書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

文例5

住所△△△△
○○○○○様
○年○月○日に書面によらず承諾した貴社（貴殿）への寄附（贈与）の申し出は撤回いたします。

○年○月○日
住所
氏名（または会社名）

（注1）通知文書は必ずコピーし、郵便局でもらう書留郵便物受領証等と一緒に保管してください。トラブルが発生した際の証拠となります。

代理人と称し介入

Q1

交通事故の保険金について、同和団体を名乗る者が被害者の代理人であるとして、不当に高額を示談金を要求してきました。要求を拒否したところ、「我々を差別するのか、糾弾するぞ」と脅しをかけてきました。どうすればよいでしょうか。

A1

同和団体を名乗る者が代理人であっても、特別な対応は不要です

同和団体を名乗る者が代理人として示談交渉に不当に介入してくるケースがあります。交渉を有利に進めるために同和団体の名前をかたり、あるいは同和団体の名刺を提示することがありますが、特別な対応は不要です。

第三者が代理人として対応してきた場合には、被害者からの委任状を示させて代理権限の有無を確認してください。委任状の提示がない場合、正当な代理人と確認できないわけですから、その者と交渉する必要はありません。交渉を断ってください。

仮に、この同和団体を名乗る者が正当な代理人であったとしても、普段どおりの対応をしてください。

交渉にのぞむ姿勢や要求金額があまりに不当であれば、交渉を継続しても正しい結論を見出すことは困難と思われるため、できるだけ初期の段階で交渉は打ち切り、弁護士に相談した方がよいでしょう。

なお、弁護士法第72条によって弁護士でない者が報酬を得て民事紛争に介入する行為（非弁行為）は禁止されており、代理人が処罰されることがあります。

「差別だ」と言われたら、法務局や県庁（人権同和対策課）に相談しましょう

相手方から「差別だ、人権問題だ」などと言われ、対応に困ったときは「その件については、法務局や県庁（人権同和対策課）に相談する」と答えればよいでしょう。相手方の要求には軽々しく応じないことが大切です。

工事発注強要・下請け参加強要

Q1

同和団体を名乗る者から「工事を発注しろ」「工事の下請けに参加させろ」と要求され、断ると「我々を差別するのか」と言い出しました。やはり差別になるのでしょうか。

A1

差別には当たりません

「差別」の定義は、困難ですが、この場合は、「被差別部落出身者であることのみを理由に公正・平等な市場競争から排除すること」を指すと考えていいでしょう。したがって、こちら側にそのような非がない限り、「差別に当たらない」と主張しましょう。

それでも相手方が「差別だ、人権侵害だ」と主張する場合は、「法務局や県庁（人権同和対策課）に相談し、最終的にはその判断を法務局に委ねる」との基本的スタンスをとるとともに相手方に対しその旨を告げて、要求はきっぱりと断ってください。

その他、えせ同和行為に関するQ & A

Q1

窓口に来てきて、無理な要求をしつこく繰り返したまま、居座ってしまいました。どう対応すればいいのでしょうか。

A1

相手の要求に応じるべきでないと判断した場合は、はっきり断りましょう。さらに、話し合いが堂々巡りになるようであれば、「これ以上話し合っても無駄です。お引き取りください。」と明確に退去を要求します。

再三の退去要求（概ね5分間隔で3回程度退去要求を繰り返す）にもかかわらず退去しない場合は、不退去罪（刑法第130条）が成立しますので、警察に110番通報してください。

Q2

他のお客様のいらっしゃるところで、大声で怒鳴るなどのいやがらせを受けています。どう対応すればいいのでしょうか。

A2

要求に応じない場合、「執拗な電話」「頻繁な訪問」「大声での威嚇」などの手口がよく用いられます。これらのいやがらせに対応するのは心理的に大変な負担ですが、弱みを見せれば「見込みがある」とみなされ、要求がエスカレートする可能性があるため、安易に妥協せず、終始毅然とした態度を保つことが大切です。

これらの行為は、脅迫罪、暴行罪、不退去罪などに当たる可能性があり、また、電話や訪問を禁止する仮処分命令を裁判所が出す場合もありますので、相手の言動について詳細な記録・録音等を行い、警察や弁護士又は宮崎県暴力追放センターに相談してください。

Q3

要求を断った場合、つきまとわれることはないのでしょうか。

A3

法務省が行った平成30年調査によれば、40%の要求が1日限りで終了しており、次いで1週間未満に終了したものが40%となっています。しつこい要求に対応するのは大変ですが、毅然として断っていれば、長期化することは稀であることがわかります。むしろ、安易に金銭解決を図ると、「この企業（役所）は見込みがある」とみなされ、要求がエスカレートする可能性があります。

Q4

同和団体の「本物」と「えせ」との見分け方は、あるのでしょうか。

A4

「えせ同和行為」かどうかを見分けるに当たっては、団体名ではなく、行為の内容で判断します。「えせ同和行為」という言い方はしても、「えせ同和団体」という言い方はしていません。

えせ同和行為の行為者は、実在する本物の団体名称や類似・架空の団体名称を含めて様々な団体名称を使用してくるので、一概に団体名称だけで「本物」か「えせ」かを判断することはできません。

Q5

ある団体が県の同和問題担当部署の職員の名前などを引用し、「県ともお付き合いのある正式に認められた団体である」と言っていますが、信用していいのでしょうか。

A5

同和団体に関して、国や県が特定の団体を「本物」や「偽物」とであると正式に認定することはありません。また、国や県が彼らの行動にお墨付きを与えることもありません。

上記相談のように、行政サービスや情報の提供を受けたことを示して、あたかも国や県とつきあいがあるかのように見せかける手口があるので注意してください。

Q6

言われてみれば、こちら側にも落ち度があるような気がします。せめてもの誠意を示すべきでしょうか。

A6

限られた人数の当事者間だけで取引するのは危険です。安易に相手の言い分をそのまま認めたり謝罪したりしてはいけません。

法的手続による適正な解決を図りましょう。状況に応じて、県庁、法務局、警察、弁護士等に相談してください。

こちら側に落ち度がある場合であっても、その処理は、相手側の自力救済（脅しや嫌がらせなどで、自ら実力を行使して要求を実現すること）によってなされるべきではなく、適正な法的手続によって行われるべきです。

また、追及された内容が仮に事実であるとしても、損害賠償の責任が認められるには、故意または過失の有無、（道義的ではなく）法的な賠償義務が発生するかどうか、また要求されている賠償額は適正かなど、法的な観点からの検討が必要です。



IV えせ同和行為にあったときは

あなたの味方です

1 県、市町村への相談

県や市町村では、「えせ同和行為」の排除に取り組んでおり、住民の皆様からの相談を受け付けています。

また、県人権同和対策課（宮崎県人権啓発センター）では、同和問題（部落差別）の解決に向けた啓発を図るため、同和問題に関する啓発資料やビデオ等の貸出し、研修講師の派遣などを行っています。

2 法務局への相談

宮崎地方法務局及びその支局では、えせ同和行為排除のための相談を受け付けており、必要に応じて、警察、弁護士会との連絡をとる体制をとっています。また、相手方が同和問題（部落差別）について一方的に「差別された」と主張した場合などには、中立公正の立場から、その事案が人権侵害に当たるかどうかを調査し、その処理を行っています。

3 警察への連絡等

警察は、えせ同和行為排除のための対策に積極的に取り組んでいます。

不当要求や不法行為を受けた場合又は受けるおそれがある場合には、県警察本部（組織犯罪対策課または警備第一課）又は最寄りの警察署へ速やかに連絡をとり、対応について助言を受けてください。なお、緊急を要する場合は、ちゅうちょせずに110番通報してください。

また、（公財）宮崎県暴力追放センターにおいて、えせ同和行為の相談や民事介入暴力の相談を受け付けています。

4 弁護士への相談

日本弁護士連合会（日弁連）は、民事介入暴力対策委員会を中心に、えせ同和行為の排除に取り組んでおり、えせ同和行為への対応について相談を受け付けています。

えせ同和行為者は、かなり知能犯的である場合も見受けられるので、事案によっては弁護士に相談し、その解決を依頼することも有効です。

なお、えせ同和行為の継続が予想される場合には、「内容証明郵便の送達」、「不作為の仮処分の申請」、「債務不存在確認の訴えの提起」などの民事上の手続について、弁護士に相談することも有効です。

困ったときには、ここに相談を

えせ同和行為についての相談は

県庁	人権同和対策課	TEL 0985-26-7067
		FAX 0985-32-4454
市町村	同和問題担当課	各市町村の代表番号へおかけください
宮崎地方法務局	人権擁護課	TEL 0985-22-5124
		FAX 0985-28-3705
	都城支局	TEL 0986-22-0490
	延岡支局	TEL 0982-33-2179
宮崎地方法務局	日南支局	TEL 0987-25-9125
	組織犯罪対策課	TEL 0985-31-0110
	警備第一課	TEL 0985-31-0110
警察署	相談窓口	最寄りの警察署へおかけください
公益財団法人 宮崎県暴力追放センター		相談専用フリーダイヤル <small>イヤヨヤクザ</small> 0120-184893
		FAX 0985-31-0894
宮崎県弁護士会		TEL 0985-22-2466

同和問題や人権研修についての相談は

宮崎県人権啓発センター (宮崎県人権同和対策課内)	(同和問題)	TEL 0985-26-7067
	(人権研修)	TEL 0985-32-4469
	(人権相談 専用ダイヤル)	TEL 0985-26-0238
		FAX 0985-32-4454



訪問販売など、消費生活上のトラブルについての相談は

宮崎県消費生活センター	TEL 0985-25-0999
	FAX 0985-38-8727
宮崎県消費生活センター 都城支所	TEL 0986-24-0999
	FAX 0986-24-0998
宮崎県消費生活センター 延岡支所	TEL 0982-31-0999
	FAX 0982-31-0998

ストップ！えせ同和行為

令和2年3月発行

【発行】宮崎県 総合政策部 人権同和対策課

【監修】宮崎県弁護士会 民事介入暴力対策委員会